

資料

新たな防災気象情報等に関する資料

(1) 防災気象情報の改善

- ・令和8年5月下旬(予定)より変更
- ・**防災気象情報(河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮)を5段階の警戒レベルにあわせて発表**
- ・対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設**

【表1】新しい防災気象情報の体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の 氾濫	土砂災害 急傾斜地の がけ崩れや 土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによ る浸水	(警戒レベルごとの) 住民がとるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難!>					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早め に避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や 避難ルート、避難のタイミン グなど)
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

「防災気象情報の改善について」(令和7年12月 水管理・国土保全局・気象庁)

(2) 河川氾濫・大雨に関する情報

- ・**従来の気象台による市町村ごとの洪水警報・注意報の発表は行われない。**
- ・河川氾濫等に関する情報のうち、**洪水予報河川については、河川ごとに発表する。**
- ・水位周知河川の氾濫危険情報等のレベル毎の水位の情報は、警戒レベルとの関係を含めてこれまで通りの運用とし、洪水予報河川への移行を促進。
- ・浸水害を対象とした大雨特別警報・警報・注意報は、大雨に関する情報として警戒レベル毎に整理し、警戒レベル相当情報として位置づけられる。**洪水予報河川以外の河川についても、大雨に関する情報の中で扱う。**

【表2】河川氾濫・大雨に関する情報体系と名称

河川氾濫等に関する情報				大雨に 関する情報
分類	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の河川も含む 洪水警報等	
河川数	約400河川	河川事務所・都道府県	大雨に関する情報で扱う。	-
発表主体	河川事務所または 都道府県と気象台	による水位情報は、こ れまでどおり発表す ることとし、 <b>警戒レベ ルとの関係は変更し ない。</b>		気象台
発表単位	河川ごと			市町村ごと
対象とする 主な現象	外水氾濫			内水氾濫及び 洪水予報河川以外の外水氾濫 表面雨量指数・流域雨量指数 (解析・予測)
発表指標	水位(実測・予測)			レベル5大雨特別警報
情報 名称	5	レベル5氾濫特別警報	レベル4大雨危険警報	
	4	レベル4氾濫危険警報	レベル3大雨警報	
	3	レベル3氾濫警報	レベル2大雨注意報	
	2	レベル2氾濫注意報	早期注意情報	
	1	早期注意情報		

「防災気象情報の改善について」(令和7年12月 水管理・国土保全局・気象庁)

・新たな大雨に関する情報の対象となる現象

以下の氾濫に関するについては、大雨に関する情報の中において、市町村単位で情報を発表

	氾濫型の内水氾濫	湛水型の内水氾濫	その他の河川の外水氾濫
内容	短時間強雨等により雨水の排水能力が追いつかず、発生する浸水	河川周辺の雨水が河川の水位が高くなったため排水できずに発生	河川の水位が上昇し、堤防を越えたり破堤するなどして堤防から水があふれ出す
地域	河川周辺地域とは異なる場所でも発生	堤防の高い河川の周辺に限定	

「河川氾濫・大雨に関する情報の改善」(令和7年12月 水管理・国土保全局・気象庁)より作成

(3) 土砂災害に関する情報

・警戒レベル4相当は、現在の土砂災害警戒情報からレベル4土砂災害危険警報に変更。

・レベル3土砂災害警報は、3時間先※にレベル4土砂災害危険警報の基準に達すると予想した場合に発表。

※4～6時間先にレベル4基準に到達すると予想が可能な場合にも発表

発表者		気象台
発表指標		60分雨量(解析・予測) 土壌雨量指数(解析・予測)
情報名称	5	レベル5土砂災害特別警報
	4	レベル4土砂災害危険警報
	3	レベル3土砂災害警報
	2	レベル2土砂災害注意報
	1	早期注意情報

「土砂災害に関する情報の改善」(令和7年12月 水管理・国土保全局・気象庁)

(4) 高潮に関する情報

・国土交通大臣が指定する海岸(高潮予報海岸)では、国土交通省・気象台・都道府県が共同で、「波の打上げ高」を加味した、より精度の高い高潮の予報・警報を実施。

・レベル5高潮特別警報は、氾濫が発生または切迫している場合に発表します。(台風等を要因とした高潮特別警報から移行)

・レベル4高潮危険警報、レベル3高潮警報、レベル2高潮注意報は、浸水被害のおそれがある状況からリードタイムをとって発表。

(5) 警戒レベル相当以外の特別警報・警報・注意報

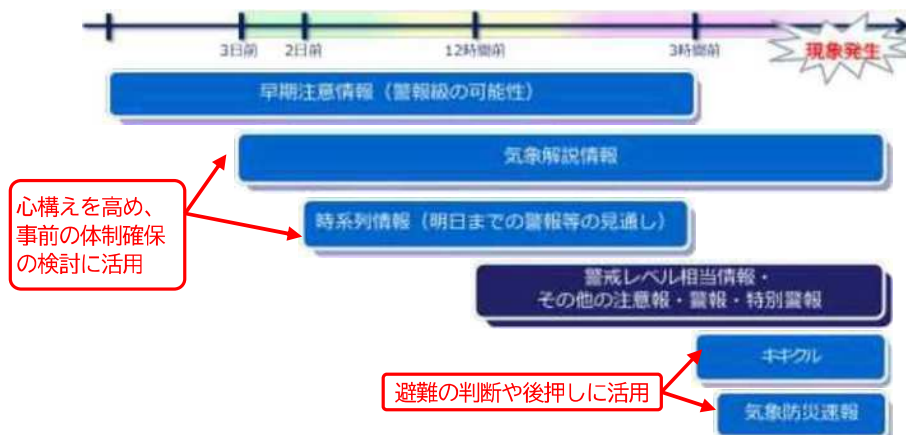
・以下の警報については、従来からの変更はなし。レベル5(緊急安全確保)やレベル3(高齢者避難)には相当しない。

特別警報	暴風、波浪、大雪、暴風雪
警報	暴風、波浪、大雪、暴風雪
注意報	強風、波浪、大雪、風雪、濃霧、雷、乾燥、なだれ、着氷、着雪、霜、低温、融雪

※気象庁ホームページ等では、特別警報は黒、警報は赤を用いるが、警戒レベルには相当しない

(6) 段階的に発表される防災気象情報

・警戒レベル相当情報とあわせて、段階的に発表される様々な防災気象情報を防災対応の判断に活用すること。



「防災気象情報の改善について」(令和7年12月 水管理・国土保全局・気象庁)資料 p.2

① 早期注意情報

- 早期注意情報(警報級の可能性):5日先までの警報級の現象の可能性を発表。  
令和8年出水期からは、これまで大雨に含めていた土砂災害の警報級の可能性を切り分けて発表。  
さらに、明後日までを対象とした情報の時間幅を次のとおり変更。  
**明日までは、12 時間または 18 時間の時間幅で発表していたものを 6 時間の幅で発表。**  
**明後日については、1日の時間幅であったものを午前・午後に分けて発表。**
- 警報級の現象※が5日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報(警報級の可能性)」として[高]、[中]の2段階で発表。  
※警報級の現象は、ひとたび発生すると命に危険が及ぶなど社会的影響が大きいため、可能性が高いことを表す[高]だけでなく、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す[中]も発表。
- 大雨、高潮で[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があるとされる警戒レベル1の状況に該当。



「早期注意情報の変更について」(令和7年12月 気象庁)

② 時系列情報(明日までの警報等の見通し)

- 令和8年度より、新たに「時系列情報(明日までの警報等の見通し)」を提供。
- 警報・注意報に先立って気象の見通しを二次細分区域単位(+山地等の分割地域)で提供する予測情報です。
- 警報・注意報の発表に関わらず、時系列情報の対象とする全要素※について、翌日までの3時間毎または日毎の気象状況の見通しを、毎日4回(05時、11時、17時、23時)提供  
 ※対象要素: 大雨、土砂災害、風、波、高潮、雷、乾燥、大雪、融雪、濃霧、着氷、着雪、なだれ、低温、霜 (下線部の要素は日毎の見通しを提示)
- 気象庁ホームページでは常時表示、定期的に更新(上記の4回)
- 定期的な更新以外にも、当初の想定から今後の見通しが大きく変わった場合などには、必要に応じて臨時に修正情報を発表(気象庁ホームページの時系列情報も更新)



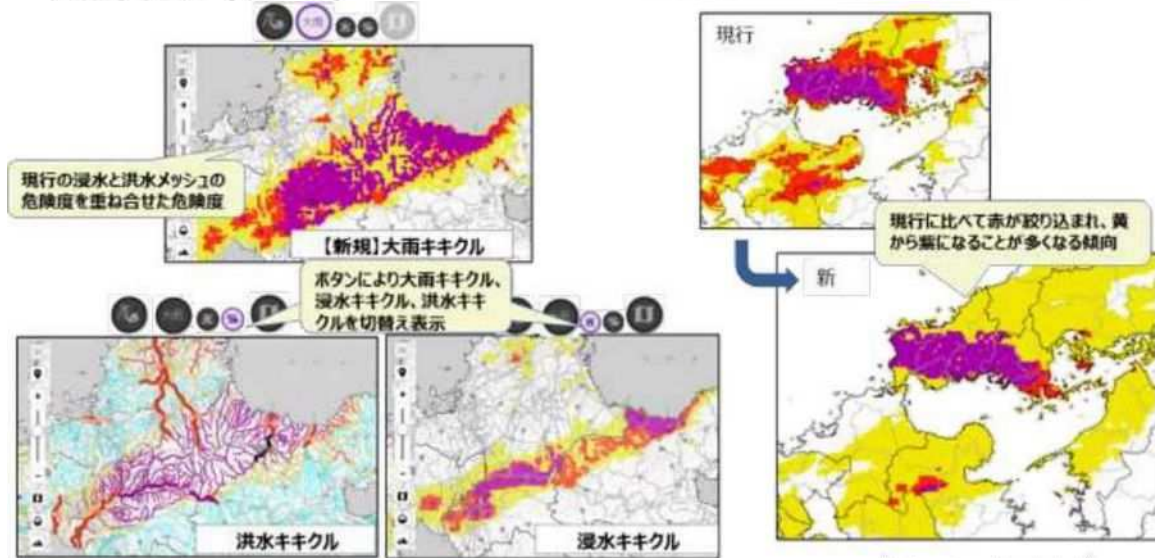
「時系列情報(明日までの見通し)について」(令和7年12月 気象庁)

③ キキクル

- ・大雨や土砂災害に関する情報が発表された際、危険度が高まっている地域を確認する際に活用。
- ・「大雨キキクル」は、大河川以外の河川の氾濫と浸水の危険度を重ねて表示。大雨に関する情報に対応。
- ・「土砂キキクル」の警戒(赤色)については、以下の特性に留意が必要です。  
現行に比べ、警戒(赤色)の判定が狭く、注意(黄色)から危険(紫色)のケースが多くなる。

大雨キキクル (イメージ)

土砂キキクルの特性変化 (イメージ)



「キキクルの改善について」(令和7年12月 気象庁)

※4～6時間先に警戒レベル4相当の基準に達すると予想してレベル3土砂災害警報を発表した場合には、警戒(赤色)の判定が出ていないことがあります。

④ 気象防災速報・気象解説情報

線状降水帯など 顕著な現象が発生または発生しつつある場合に発表。

分類	現状	令和8年度出水期以降
気象防災速報 極端な現象を速報的に伝える情報 (府県単位でのみ発表)	記録的短時間大雨情報	<u>気象防災速報(記録的短時間大雨)</u>
		<u>気象防災速報(線状降水帯発生)</u>
		<u>気象防災速報(線状降水帯直前予測)</u> ※令和8年運用開始予定
気象解説情報 現在・今後の気象状況を網羅的に解説する情報 (全国・地方・府県単位で発表)	顕著な大雪に関する気象情報	<u>気象防災速報(短時間大雪)</u>
	竜巻注意情報	<u>気象防災速報(竜巻注意/竜巻目撃)</u>
	線状降水帯半日前予測を記載した全般/地方/府県気象情報	<u>気象解説情報(線状降水帯半日前予測)</u>
	全般台風情報(総合情報)	<u>気象開設情報(台風第〇号)</u>
	大雨に関する全般/地方/府県気象情報	<u>気象解説情報(大雨)</u>

(「防災気象情報の改善について」(令和7年12月 水管理・国土保全局・気象庁)より作成)

【参考資料】

- ・新たな防災気象情報について(令和8年～) 気象庁  
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/keiho-update2026/index.html>
- ・防災気象情報の改善について(令和7年12月 水管理・国土保全局・気象庁)  
[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/keiho-update2026/pdf/outline\\_info2026.pdf](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/keiho-update2026/pdf/outline_info2026.pdf)
- ・河川氾濫・大雨に関する情報の改善(令和7年12月 水管理・国土保全局・気象庁)  
[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/keiho-update2026/pdf/heavyrain\\_flood\\_info2026.pdf](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/keiho-update2026/pdf/heavyrain_flood_info2026.pdf)
- ・土砂災害に関する情報の改善(令和7年12月 水管理・国土保全局・気象庁)  
[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/keiho-update2026/pdf/landslide\\_info2026.pdf](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/keiho-update2026/pdf/landslide_info2026.pdf)
- ・岐阜地方気象台  
<https://www.data.jma.go.jp/gifu/index.html>
- ・国土交通省 中部地方整備局 河川部  
<https://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/index.htm>

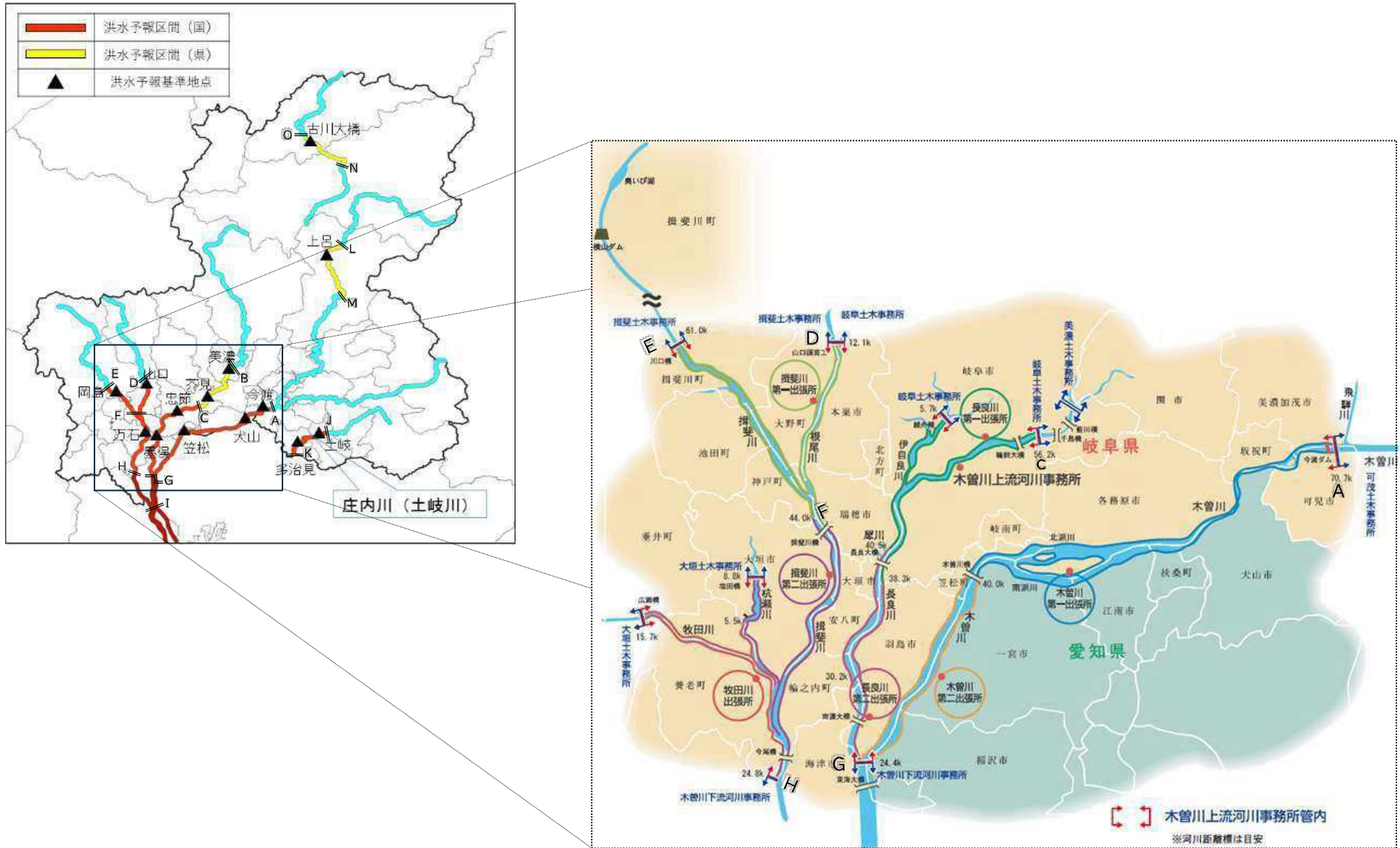
**参考** 岐阜県内の洪水予報河川・水位周知河川(中部地方整備局資料・各市町村ハザードマップ等より作成)

○洪水予報河川(氾濫警報の対象となる河川)

河川名	事務所等	観測所	およその区間(p.6 参照)	氾濫による浸水が想定される地区	浸水想定区域(想定最大浸水)に含まれる学校
木曽川 中流	木曽川上流河川事務所	今渡・犬山 笠松	今渡ダム直下(A)～上下流管理境界(G)	岐阜市・羽島市・各務原市・岐南町・笠松町 美濃加茂市・可児市・坂祝町	岐阜高・加納高・羽島北高・岐阜総合学園高・ 岐南工業高・羽島高・岐阜工業高 加茂農林高・華陽フロンティア高 岐阜盲・岐阜聾・羽島特支
木曽川 下流	木曽川下流河川事務所	木曽成戸	上下流管理境界(G)～河口	海津市	—
長良川 上流	美濃土木事務所 岐阜土木事務所	美濃 芥見	美濃市曾代・立花(B)～岐阜市日野・長良(C)	岐阜市・美濃市・関市	—
長良川 中流	木曽川上流河川事務所	忠節・墨俣	岐阜市日野・長良(C)～上下流管理境界(G)	岐阜市・羽島市・各務原市・瑞穂市・本巣市 岐南町・笠松町・北方町・大垣市・海津市 輪之内町・安八町	岐阜高・岐阜北高・長良高・岐山高・加納高 岐阜商業高・羽島北高・岐阜総合学園高 岐南工業高・岐阜農林高・羽島高・大垣桜高 海津明誠高・華陽フロンティア高 岐阜盲・岐阜聾・長良特支 岐阜希望が丘特支・羽島特支・海津特支
長良川 下流	木曽川下流河川事務所	長良成戸	上下流管理境界(G)～揖斐川合流点(I)	羽島市・海津市	海津明誠高・海津特支
揖斐川 中流	木曽川上流河川事務所	岡島・万石	川口橋(E)～上下流管理境界(H)	瑞穂市・大垣市・海津市・養老町・神戸町・ 輪之内町・安八町・揖斐川町・大野町・池田 町	池田高・大垣北高・大垣南高・大垣東高 大垣西高・大垣商業高・大垣工業高 大垣桜高・海津明誠高 大垣特支・西濃高等特支
揖斐川 下流	木曽川下流河川事務所	今尾	上下流管理境界(H)～河口	海津市	海津明誠高・海津特支
根尾川	木曽川上流河川事務所	山口	本巣市山口(D)～揖斐川合流点(F)	瑞穂市・大垣市・安八町・神戸町・大野町	大垣桜高
飛驒川	下呂土木事務所	上呂	下呂市萩原町宮田(L)～下呂市小川(M)	下呂市	—
庄内川 (土岐川)	庄内川河川事務所	多治見・土岐	土岐市(J)～多治見市(K)	多治見市・土岐市	—
宮川	古川土木事務所	古川大橋	高山市国府町村山・三川(N)～飛驒市古川町谷(O)	高山市・飛驒市	—

- ・各河川の詳細及び最新の情報については 国土交通省 中部地方整備局 河川部 ホームページにて確認をすること。
- ・最新のハザードマップを各自治体のホームページにて確認をすること。
- ・その他の河川については、各市町村が作成するハザードマップにて洪水浸水想定区域を確認すること。
- ・敷地の一部が浸水想定区域に含まれる学校についても示している。

【図 木曽川・長良川・揖斐川における上・中・下流のおよその区間】



(木曽川上流河川事務所資料・中部地方整備局資料等より作成)

【表2】 洪水予報河川の氾濫により浸水が想定される地区のハザードマップ

	上段：河川名／下段：URL	二次元コード		段：河川名／下段：URL	二次元コード
岐阜市	木曽川中流・長良川上流・長良川中流 <a href="https://www.city.gifu.lg.jp/kurashi/bousai/1001359/1001360.html">https://www.city.gifu.lg.jp/kurashi/bousai/1001359/1001360.html</a>		羽島市	木曽川中流・長良川中流・長良川下流 <a href="https://www.city.hashima.lg.jp/2488.html">https://www.city.hashima.lg.jp/2488.html</a>	
	木曽川中流・長良川中流 <a href="https://www.city.kakamigahara.lg.jp/life/bousai/1001202/1022814/1001201.html">https://www.city.kakamigahara.lg.jp/life/bousai/1001202/1022814/1001201.html</a>			瑞穂市	長良川中流・根尾川 <a href="https://www.city.mizuho.lg.jp/1330.htm">https://www.city.mizuho.lg.jp/1330.htm</a> ※洪水ハザードマップ市域地図を参照
本巣市	長良川中流 <a href="https://www.city.motosu.lg.jp/0000000979.html">https://www.city.motosu.lg.jp/0000000979.html</a>		北方町	長良川中流 <a href="https://www.town.kitagata.gifu.jp/soshiki/somukiki-kanri/1/shobousai/2/1/137.html">https://www.town.kitagata.gifu.jp/soshiki/somukiki-kanri/1/shobousai/2/1/137.html</a>	
	木曽川中流・長良川中流 <a href="https://www.town.ginan.lg.jp/1552.htm">https://www.town.ginan.lg.jp/1552.htm</a>			笠松町	木曽川中流・長良川中流 <a href="https://www.town.kasamatsu.gifu.jp/docs/2012121900334/">https://www.town.kasamatsu.gifu.jp/docs/2012121900334/</a>
大垣市	長良川中流・揖斐川中流・根尾川 <a href="https://www.ogakibousai.jp/menuknowledge/hazardmap/flood.html">https://www.ogakibousai.jp/menuknowledge/hazardmap/flood.html</a>		海津市	長良川中流・長良川下流・揖斐川中流・揖斐川下流 <a href="https://www.city.kaizu.lg.jp/kurashi/0000000147.html">https://www.city.kaizu.lg.jp/kurashi/0000000147.html</a>	
	揖斐川中流 <a href="https://www.town.yoro.gifu.jp/docs/2016020900105/">https://www.town.yoro.gifu.jp/docs/2016020900105/</a>			神戸町	揖斐川中流・根尾川 <a href="https://www.town.godo.gifu.jp/safety/safety14.html">https://www.town.godo.gifu.jp/safety/safety14.html</a>
輪之内町	長良川中流・揖斐川中流 <a href="https://town.wanouchi.gifu.jp/portal/life-process/disaster-prevention-life-process/%E3%83%8F%E3%82%B6%E3%83%BC%E3%83%89%E3%83%9E%E3%83%83%E3%83%97/post0025296/">https://town.wanouchi.gifu.jp/portal/life-process/disaster-prevention-life-process/%E3%83%8F%E3%82%B6%E3%83%BC%E3%83%89%E3%83%9E%E3%83%83%E3%83%97/post0025296/</a>		安八町	長良川中流・揖斐川中流・根尾川 <a href="https://www.town.anpachi.lg.jp/category/4-4-0-0-0-0-0-0-0.html">https://www.town.anpachi.lg.jp/category/4-4-0-0-0-0-0-0-0.html</a>	
	揖斐川中流 <a href="https://www.town.ibigawa.lg.jp/0000000433.html">https://www.town.ibigawa.lg.jp/0000000433.html</a>			大野町	揖斐川中流・根尾川 <a href="https://www.town-ono.jp/0000001756.html">https://www.town-ono.jp/0000001756.html</a>
池田町	揖斐川中流 <a href="https://www.town.gifu-ikeda.lg.jp/0000000344.html">https://www.town.gifu-ikeda.lg.jp/0000000344.html</a>		美濃市	長良川上流 <a href="https://www.city.seki.lg.jp/bousai/0000014177.html">https://www.city.seki.lg.jp/bousai/0000014177.html</a>	
	長良川上流 <a href="https://www.city.mino.gifu.jp/docs/482.html">https://www.city.mino.gifu.jp/docs/482.html</a>			関市	長良川上流 <a href="https://www.city.seki.lg.jp/bousai/0000014177.html">https://www.city.seki.lg.jp/bousai/0000014177.html</a>
美濃加茂市	木曽川中流 <a href="https://www.cloud-gis.jp/minokamomap/terms_bousai.html">https://www.cloud-gis.jp/minokamomap/terms_bousai.html</a>		可児市	木曽川中流 <a href="https://www.city.kani.lg.jp/17101.htm">https://www.city.kani.lg.jp/17101.htm</a>	
	木曽川中流 <a href="https://www.town.sakahogi.gifu.jp/life/category10/cate10_10.html">https://www.town.sakahogi.gifu.jp/life/category10/cate10_10.html</a>			土岐市	庄内川（土岐川） <a href="https://www.city.toki.lg.jp/kurashi/bosai/1004755/1003635.html">https://www.city.toki.lg.jp/kurashi/bosai/1004755/1003635.html</a>
多治見市	庄内川（土岐川） <a href="https://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/bosai/bosai/map.html">https://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/bosai/bosai/map.html</a>		飛騨市	宮川 <a href="https://www.city.hida.gifu.jp/site/bousai/list155-380.html">https://www.city.hida.gifu.jp/site/bousai/list155-380.html</a>	
	宮川 <a href="https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/100013/1000080/1000254/1020059/index.html">https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/100013/1000080/1000254/1020059/index.html</a>			飛騨市	宮川 <a href="https://www.city.hida.gifu.jp/site/bousai/list155-380.html">https://www.city.hida.gifu.jp/site/bousai/list155-380.html</a>
下呂市	飛騨川 <a href="https://www.city.gero.lg.jp/soshiki/6/405.html">https://www.city.gero.lg.jp/soshiki/6/405.html</a>		岐阜県	ぎふ山と川の危険箇所マップ <a href="https://kikenmap.gifugis.jp/">https://kikenmap.gifugis.jp/</a>	
	洪水浸水想定区域図・水害危険情報図一覧 <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/20630.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/20630.html</a>			岐阜県	ぎふ山と川の危険箇所マップ <a href="https://kikenmap.gifugis.jp/">https://kikenmap.gifugis.jp/</a>

※その他の河川及び上記に記載のない市町村の洪水浸水想定区域については、各市町村のHP等を参照のこと。

## 非常変災時の対応方針等における主な改定ポイント

## ○共通する変更内容

校種	変更内容等	理由
共通	(変更前) 帰宅 (変更後) 下校	・避難所等へ向かうことも想定されるため表記を改める。
特	(変更前) 「児童生徒」 (変更後) 「 <u>幼児及び児童生徒</u> 」	・幼稚部の設置校を考慮し「幼児」を追加する。
共通	(変更前) 情報の把握 (変更後) 情報の <u>収集</u>	・情報の積極的な入手を促すため「 <u>収集</u> 」とする。

## ○非常変災の対応方針の主な変更点

校種	項目	変更内容等	理由等
高等学校	2 (1) ① ア	(変更前) 警報が発表されている場合は、自宅又は安全を確保できる場所に待機することを原則とする。 (変更後) <u>学校が所在する又は生徒が居住する市町村（氾濫警報については対象河川の洪水浸水想定区域）に気象警報（以下「警報」という。）が、発表されている場合は、自宅又は指定緊急避難場所等の安全を確保できる場所（以下「自宅等」という。）に待機することを原則とする。</u>	・氾濫警報の発表は、河川単位となるため、対象となる洪水予報河川の洪水浸水想定区域内に所在する学校、同区域内に居住する児童生徒を対象とする。 ・氾濫警報や土砂災害警報発表時には、自宅での待機に危険が生じる可能性があることから、緊急指定避難場所等への避難を明記する。
特別支援学校	2 (1) ① ア	(変更前) 学校が所在する市町村に警報が発表されている場合は、自宅又は安全を確保できる場所に待機することを原則とする。 児童生徒が居住する市町村に警報が発表されている場合は、安全を確保できる場所に待機することを原則とする。 (変更後) <u>学校が所在する又は児童生徒が居住する市町村（氾濫警報については対象河川の洪水浸水想定区域）に気象警報（以下「警報」という。）が発表されている場合は、自宅又は指定緊急避難場所等の安全を確保できる場所（以下「自宅等」という。）に待機することを原則とする。</u>	
高等学校	3 (1) ③ イ ・ ウ	(変更前) イ 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、耐震性の不足する住宅に居住する生徒 (変更後) イ <u>海拔ゼロメートル地帯において、後発地震発生に伴う堤防沈下によって、河川水の越流により 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じることが想定される地域に居住する避難行動要支援者に当たる生徒</u> ウ 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、耐震性の不足する住宅に居住する生徒	・多様な生徒が在籍するため、避難行動要支援者に関する記述を追加する。 ・「南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応方針」に準拠した記載とする。 ・イに該当する地域に令和7年3月時点では、民家は存在していないが、今後の地震想定改訂等に備え記載をする。
特別支援学校	3 (1) ③ イ	(変更前) 海拔ゼロメートル地帯において、後発地震発生に伴う堤防沈下によって、河川水の越流により 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じることが想定される地域に居住する児童生徒 (変更後) <u>海拔ゼロメートル地帯において、後発地震発生に伴う堤防沈下によって、河川水の越流により 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じることが想定される地域に居住する避難行動要支援者に当たる児童生徒</u>	・「南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応方針」に準拠した記載とする。 ・イに該当する地域に令和7年3月時点では、民家は存在していないが、今後の地震想定改訂等に備え記載をする。

## ○非常変災の対応方針の留意点に関わる主な変更点

校種	項目	変更内容等	理由
高・特	① ア	<p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫警報については、対象となる洪水予報河川において、住民避難を目的として策定される想定最大規模（L2）の洪水浸水想定区域を対象とすること。</li> </ul> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雪警報発表時は、生徒の居住地が広範に及ぶこと等を考慮し、警報が山地、平地等の市町村内の一部地域を対象としている場合であっても、該当市町村全域に警報が発表されている場合と同様の対応とすること。</li> </ul> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル4危険警報の発表が予想される場合の避難所への移動等について定めること。</li> </ul> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者については、レベル3以上の防災気象情報発表からの避難場所への移動や避難に必要な支援等を避難確保計画にて定めること。</li> </ul> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫警報や土砂災害警報の発表に備え、生徒及び保護者による自宅周辺や通学経路の洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の把握についても定めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫警報が河川単位の発表となったことに対応をする。</li> <li>・対応を定める際の基準とする洪水浸水想定区域は、生徒の通学の範囲等を考慮し、想定最大規模（L2）とする。</li> <li>・山地、平地は地図上にて区域が明確に区分されていないため一方に警報が発表されている場合でも自治体全域を対象として扱う。</li> <li>・気象警報の改正に伴い、警戒レベルごとの対応が必要となるため。</li> <li>・同上</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫警報に加え、南海トラフ地震臨時情報発表時に対応するため。</li> </ul>
高	③ ウ	<p>(新設)</p> <p>下校困難となった生徒への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内の安全が確保できる場所にて待機をさせること。</li> <li>・校内での待機に危険が伴う場合には、速やかに近隣の避難所等の安全が確保できる場所への移動を行うこと。</li> <li>・下校困難の状況が解消された後は、保護者への引渡しによる下校を原則とするが、自宅等及び下校の経路において、被害がない、又は軽微であり、かつ安全が確認できる場合はその限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の激甚化、長期化により、学校待機が長期化することが想定されるため。</li> </ul>
特	③ イ	<p>(新設)</p> <p>下校困難となった児童生徒への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内の安全が確保できる場所にて待機をさせること。</li> <li>・校内での待機に危険が伴う場合には、速やかに近隣の避難所等の安全が確保できる場所への移動を行うこと。</li> </ul>	

## 県立高等学校 非常変災時における対応方針

平成25年9月27日制定

(平成28年12月21日一部改定)

(平成29年11月27日一部改定)

(平成31年3月13日一部改定)

(令和3年2月8日一部改定)

(令和8年3月9日一部改定)

1 校長は、テレビ・ラジオ、防災関連ホームページ等を活用するとともに、関係機関と連絡を密にし、暴風、大雨、洪水等に関する気象、地震、火山噴火等の自然災害、その他の状況の把握に努め、非常変災時における生徒の安全確保を期するものとする。

2 非常変災時（3を除く。）における岐阜県立高等学校管理規則第5条第5項の規定により臨時に授業を行わないこととする（以下「休業」という。）の決定及び生徒の安全確保については、次のとおりとする。

(1) 非常変災に伴う休業は、校長が決定する。

その際には、次の各点に留意すること。

(気象警報等発表の場合)

① 登校に関して

ア 学校が所在する又は生徒が居住する市町村（氾濫警報については対象河川の洪水浸水想定区域）に気象警報（以下「警報」という。）が、発表されている場合は、自宅又は指定緊急避難場所等の安全を確認できる場所（以下「自宅等」という。）に待機することを原則とする。

イ 待機及び授業開始等の基準は、校長が決定し生徒・保護者に示す。

② 在校中に関して

ア 警報発表中及び発表が予想される場合は、学校待機を原則とする。

イ 特別警報が発表された場合は、学校に待機させ、各校にて定める危機管理マニュアルに則り、安全確保に努める。

③ 下校に関して

ア 下校させる場合は、警報解除後を原則とする。その際、交通機関、道路及び生徒の居住地域等の安全を確認のうえ、下校させる。

イ 自宅等への到着確認を確実にを行う。

(地震発生の場合)

① 登校に関して

ア 震度5弱以上の地震が発生した場合は、自宅等に待機することを原則とする。

イ 登校途中に発生した場合は、直ちに近くの広い場所に避難し、揺れが収まってから自宅等又は学校に移動し、待機する。

ウ 休業及び授業開始等については、公共交通機関の運行、学校周辺、通学経路上等の安全及び生徒の居住地域等の安全を確認して校長が決定し、生徒・保護者に示す。

② 在校中に関して

登校後に震度5弱以上の地震が発生した場合は、各校にて定める危機管理マニュアルに則り、安全確保に努める。

③ 下校に関して

ア 震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校待機を原則とする。

イ 校長は公共交通機関の運行、学校周辺、通学経路上等の安全及び生徒の居住地域等の安全を確認し、生徒の下校について判断する。

ウ 下校させる場合は、保護者への引渡しを原則とするが、被害がない又は軽微で安全が確認できた地域については、下校させることができる。その際、自宅等への到着確認を確実にを行う。

エ 保護者と連絡がとれない、口没までに自宅等に到着できないなど生徒に危険が及ぶ可能性があるとする場合は、学校に留め置く。

オ 下校途中に発生した場合は、登校途中に発生した場合に準じる。

(2) 情報の収集、伝達に関して

① 警報発表中及び発表が予想される場合並びに震度5弱以上の地震が発生した場合は、情報を収集する本部（担当者）を置く。

② 本部（担当者）は、収集した情報を遅滞なく教職員に伝達する。

(3) 保護者への連絡に関して

① 警報発表中及び発表が予想される場合並びに震度5弱以上の地震が発生した場合の対応については、保護者へ確実に連絡する。

② 保護者への連絡方法は、事前に複数確保しておく。

(4) 県内広域に大規模な災害の発生が予想され、速やかにその徹底を要する場合は、(1)にかかわらず、教育長が全域又は地域を指定して休業を決定するものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における休業の決定及び生徒の安全確保については、次のとおりとする。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時

① 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、土砂災害特別警戒区域に所在する学校

は、休業を原則とする。休業及び休業期間は、教育長が決定する。

② ①に該当しない学校は、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震に注意した行動をとることを生徒に周知したうえで、通常どおり授業を行うことを原則とする。ただし、県災害対策本部と協議を行い、必要と認めた場合は、教育長が全域又は地域を指定して、休業及び休業期間を決定するものとする。

③ ②の規定により通常どおり授業を行う場合にあっては、次に掲げる生徒については、安全を確保できる場所に待機することを原則とする。待機又は待機場所からの登校については、校長が決定する。

ア 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、土砂災害特別警戒区域に居住する生徒  
イ 海拔ゼロメートル地帯において、後発地震発生に伴う堤防沈下によって、河川水の越流により 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じることが想定される地域に居住する避難行動要支援者に当たる生徒

ウ 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、耐震性の不足する住宅に居住する生徒

④ ①、②により教育長が休業を決定した場合及び③により校長が安全を確保できる場所に待機することを決定した場合、生徒の安全確保については、次の各点に留意すること。

ア 登校前に決定した場合は、校長は生徒・保護者にその旨を示す。

イ 登校途中に決定した場合は、校長は生徒・保護者にその旨を示すとともに、生徒を直ちに安全を確保できる場所に行かせることを原則とする。その際、到着確認を確実にを行う。

ウ 登校後に決定した場合は、校長は生徒・保護者にその旨を示すとともに、公共交通機関の運行、学校周辺、通学経路上等の安全及び生徒の居住地域等の安全を確認し、生徒を下校させる。その際、到着確認を確実にを行う。

エ 下校途中に決定した場合は、登校途中に決定した場合に準じる。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表により教育長が指定した休業期間経過後及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時

日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震に注意した行動をとることを生徒に周知したうえで、通常どおり授業を行うことを原則とする。

## 県立高等学校の非常変災時における対応の留意点

### ① 自宅待機、学校待機等に関する学校ごとの基準の作成

学校は、「**県立高等学校 非常変災時における対応方針**」に基づき、**自宅待機、学校待機等にする場合の基準の作成を行う。**

#### ア 気象に関する災害について

- 学校所在地や生徒が居住する市町村の対応基準等に留意しつつ、在籍する生徒の通学範囲、方法、時間等を考慮し、生徒の安全確保を最優先とした対応とすること。
- 氾濫警報については、対象となる洪水予報河川において、住民避難を目的として策定される想定最大規模（L2）の洪水浸水想定区域を対象とすること。
- 大雪警報発表時は、生徒の居住地が広範に及ぶこと等を考慮し、警報が山地、平地等の市町村内の一部地域を対象としている場合であっても、該当市町村全域に警報が発表されている場合と同様の対応とすること。
- レベル4危険警報の発表が予想される場合の避難所への移動等について定めること。
- 避難行動要支援者については、レベル3以上の防災気象情報発表からの避難場所への移動や避難に必要な支援等を避難確保計画にて定めること。
- 氾濫警報や土砂災害警報の発表に備え、生徒及び保護者による自宅周辺や通学経路の洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の把握についても定めること。

○防災気象情報の体系（気象庁資料より作成）

※岐阜県では高潮警報も適用される。

レベル	住民がとるべき行動	大雨浸水	河川氾濫	土砂災害	高潮
5	命の危険、直ちに安全確保	レベル5 大雨特別警報	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
4	危険な場所から全員避難	レベル4 大雨危険警報	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
3	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備等	レベル3 大雨警報	レベル3 氾濫警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
2	避難行動の確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミング等）	レベル2 大雨注意報	レベル2 氾濫注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
1	災害への関心を高める	早期注意情報			

氾濫警報は、洪水予報河川のみを対象とした河川ごとの情報となり、市町村ごとの警報・注意報発表は行わない。内水氾濫、洪水予報河川以外の外水氾濫については大雨に関する情報で位置づけられる。

○在学中の対応例

警戒区域 想定区域	該当箇所	避難行動等の例
土砂災害警戒 区域 土砂災害特別 警戒区域	敷地の一部	「レベル3土砂災害警報」以上が学校の所在する市町村に発表されている場合、その建物から生徒・教職員を避難させる。
	敷地の全て	近隣の避難所や一時避難場所への移動を視野に入れた避難計画を作成すること。 近隣の避難所や一時避難場所の受け入れ可能人数についても必ず確認を行うこと。
	非該当	学校周辺の道路等が該当していることがあるため、生徒の引渡し等を行う場合は、引渡し場所の安全確認を必ず行うこと。
浸水想定区域	該当	「レベル3氾濫警報」以上が発表されている場合、想定浸水深より高い建物に児童生徒・教職員を避難させる。
	非該当	学校周辺の道路等が該当していることがあるため、生徒の引渡し等を行う場合は、引渡し場所の安全確認を必ず行うこと。

#### イ 地震について

- 震度5弱以上の地震発生時には、建物の損傷（ガラスの破損や落下、壁の亀裂、扉の崩壊等）、道路の亀裂、液状化、落石、がけ崩れ等の被害が想定されている※1 ことから、生徒

の安全確保のために、自宅又は指定緊急避難場所等の安全を確保できる場所（以下「自宅等」という。）での待機とすること。

- 授業の開始、休業等については、公共交通機関の運行状況や通学経路及び生徒の居住地等の被災状況により判断すること。

※1 「認知解読地図解説表」（気象庁）による

【補足】 地震による揺れの大きかった地域においては、地盤のゆるみや堤防・排水施設等の被害を考慮し、気象警報・注意報等の発表基準を引き下げて運用する。  
（地震による揺れの大きかった地域における気象警報・注意報の発表基準について（気象庁）より）

#### ウ 南海トラフ地震について

本県作成の「岐阜県地域防災計画（地震対策計画）」及び「南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針」では、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に、事前の避難が必要な災害リスクと住民避難について、下記のように示されている。

○災害リスク

- 急傾斜地等における土砂災害
- 海抜ゼロメートル地帯における堤防沈下に伴う河川水越流による浸水害
- 耐震性の不足する住宅の倒壊

○避難の対象

- 急傾斜地の崩壊に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」に居住する住民
- 後発地震発生に伴う堤防沈下によって、河川水の越流により30cm以上の浸水が30分以内に生じることが想定される地域に居住する避難行動要支援者※2
- 耐震性の不足する住宅に居住する住民

また、「岐阜県地域防災計画（地震対策計画）」では、「災害リスクに応じ、1週間を日途に地域の実情に合わせた避難対策を実施する。」と示されている。

従って、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に、学校が土砂災害特別警戒区域外に所在するため、通常どおりの授業を行う場合でも、上記に該当する生徒については原則として校長が、安全を確保できる場所に待機することを決定し、待機期間は公共交通機関の運行状況や通学経路及び生徒の居住地等の状況により判断すること。

※2 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの

### ② 情報収集体制の整備

学校は、**気象警報・地震及び被害状況等の情報収集と共有ができる体制を整備する。**

#### ア 情報収集本部（担当者）の設置

気象警報（以下「警報」という。）発表中及び発表が予想される場合、震度5弱以上の地震が発生した場合は、警報・地震情報及び被害状況を収集する本部（担当者）を設置すること。

#### イ 情報収集、情報共有体制の整備

- 授業打ち切り、保護者引渡し、学校待機等の対応を判断する場合は、警報・地震情報及び被害状況について、多面的な情報収集を行うこと。
- 気象庁等の防災関連ホームページや岐阜県の情報配信サービスの活用、市町村防災担当課との連携、近隣地域・周辺学校等から、正確かつ適切な情報の収集と共有ができる体制の整備に努めること。
- 生徒の居住地や通学経路の情報が保護者から学校へ届くような仕組みについても整備するよう努めること。

### ③ タイムライン<sup>※3</sup>の作成と対応の判断

学校は、収集した情報を基にタイムラインを作成し、登下校等の判断を適切に行う。

#### ア タイムラインの作成

タイムラインの作成に当たっては、生徒の安全を確保するため、注意報・警報の発表状況や災害の危険度分布、雨雲の状況、土砂災害や河川氾濫の可能性、公共交通機関の運行、生徒が自宅等への到着に要する時間等を考慮すること。

#### イ リードタイム<sup>※4</sup>を考慮した判断

- ・警報は、予想される現象が発生する前に、リードタイムを考慮して発表されることから、特に下校に当たっては、大雨や河川氾濫、土砂災害等の危険度分布、公共交通機関の運行状況や道路及び生徒の居住地等の気象状況等を踏まえ、安全であると確認できる場合には、校長の判断により速やかに生徒を下校させることができることとする。
- ・下校に際しては、保護者に対しその旨を連絡するとともに、生徒の自宅等への到着確認を確実にすること。
- ・特別警報発表時やリードタイムが見込めない場合及び、気象防災速報（記録的短時間大雨）の発表、線状降水帯や「強い雨<sup>※5</sup>」が降る地域が出現する見込みがある場合等は、学校待機を原則とする。

<sup>※3</sup> 「いつ」、「どこが」、「何をやるのか」を、あらかじめ時系列で整理した防災行動計画

<sup>※4</sup> 警報等が市民等に伝わって避難行動等とられるまでに要する時間

<sup>※5</sup> 1時間雨量が20～30mmは「強い雨」と表現され、傘をさしていてもぬれる、屋内では寝ている人の半数くらいが雨に気がつく、屋外では地面に水たまりができる、どしゃ降りの雨とされる。（気象庁ホームページより）

#### ウ 下校困難となった生徒への対応

- ・校内の安全が確保できる場所にて待機をさせること。
- ・校内での待機に危険が伴う場合には、速やかに近隣の避難所等の安全が確保できる場所への移動を行うこと。
- ・下校困難の状況が解消された後は、保護者への引渡しによる下校を原則とするが、自宅等及び下校の経路において、被害がない、又は軽微であり、かつ安全が確認できる場合はその限りではない。

### ④ 通学手段別の対応や引渡し及び安全確認

学校は、生徒の通学手段を踏まえた対応や安全な引渡しの方法及び、生徒が安全に下校したことを確認できる体制を整備する。

#### ア 通学手段別の対応と引渡し

- ・警報解除後、又は震度5弱以上の地震が発生した後に下校させる場合は、公共交通機関の運行状況や道路及び生徒の居住地域等の安全確認を行う等、全ての生徒が安全に下校できるよう努めること。
- ・保護者へ引渡しを行う場合は、引渡し場所の状況を把握し、保護者の安全も確保したうえで行うこと。
- ・保護者の安全が確保できない場合や保護者が被災し、引渡しが困難となったり、連絡が不通となったりした場合は、保護者と連絡が取れる、又は安全な下校が可能となるまで生徒を学校に待機させておくこと。

#### ○通学手段別対応の例

通常的手段	対応例
徒歩・自転車	・より安全な経路を通るよう指導する。 ・河川の近くや橋等の安全確認を行う。
路線バス・電車	・バス停又は駅等で教職員が運行状況を確認する。 ・バス停又は駅等への経路の安全確認を行う。
保護者送迎	・保護者引渡しルートを指定する。 ・引渡し場所を指定する。

#### イ 生徒が安全に下校したことの確認

- ・警報発表の有無にかかわらず、生徒の安全確保のため、保護者への連絡を確実に行うとともに、生徒が安全に自宅等に到着したこと等の確認を行うこと。
- ・全ての生徒が安全に自宅等に到着したかどうか等を確認できる連絡体制や方法を各学校の状況に応じて整備すること。

### ⑤ 保護者への連絡手段の複数化

学校は、非常災害時の連絡方法として複数の手段を検討し、生徒、保護者へ周知する。

メール送信による連絡が、停電や通信手段の障害等で機能しない場合を想定し、災害伝言ダイヤルや災害用伝言板、災害時公衆無線LANサービス等の複数の連絡手段とその利用方法等について生徒、保護者へ周知しておくこと。

### ⑥ 災害備蓄品の整備と避難所運営に係る自治体との連携

学校は、大規模災害時に必要となる災害備蓄品等を整備するとともに、避難所設営等に関し、自治体との連携に努める。

#### ア 災害備蓄品の整備

- ・大規模災害の発生時等に、生徒を学校に待機させなければならないことを想定して、3日分程度の食糧や飲料水、保温シート等を備蓄しておくこと。
- ・災害時に使用する物品（発電機、防寒用品、懐中電灯、ハンドマイク等）については、保管場所、数量、耐用年数等を把握し、必要に応じ物品の更新、補充等を行うこと。
- ・学校待機が長期に及ぶことを想定し、アレルギーや持病等への対応が必要な生徒については、あらかじめ保護者と相談のうえ、対応を検討しておくこと。

#### イ 避難所運営等に係る自治体との連携

- ・大規模災害時等は、避難所に指定されていない学校にも、地域住民や帰宅困難者が避難してくることも想定されるため、その対応についても留意すること。
- ・避難所は、市町村の防災部局等を中心に運営されるが、発災直後は学校職員が施設管理という点も踏まえて避難所運営の協力を可能な限り行わざるを得ないことが予想されるため、市町村の防災部局等と連携し、避難所運営に関する支援計画等を作成し、検証や整備を行うこと。

### ⑦ 連携・協力組織の編成と活用

学校は、関係機関、地域等との連携を密にし、緊急時の協体制を整える。

平素の教育活動等を通じた関係機関、地域等との密接なかわいがりが、緊急時における居住地域や通学経路の安全確認の際に、協力を得られる源となることから、校長や教頭、防災担当者は、平素から関係機関等とのつながりを十分に築いておくこと。

## ⑧ 教職員や生徒の災害に対する十分な理解

学校は、教職員や生徒に対し、災害等への十分な理解と対応力の向上を図ることができるよう防災・減災に関する取組の充実に努める。

- ・教職員に対し、災害等についての理解と対応力の向上のために、大雨や大雪、雷等の気象に関する注意報や警報、竜巻や記録的短時間大雨等に関する気象防災速報、緊急地震速報等の意義の確認、地域において想定される災害やその被害及び適切な対応に関する職員研修の実施、命を守る訓練の見直し等を行い、防災・減災に関する取組の充実に努めること。
- ・生徒に対し、さまざまな教育活動を通じた災害等に対する理解や発災時の適切な行動、通学経路等の危険箇所の把握や危険箇所には近づかない等の「自分の命は自分で守る」ことを踏まえた、防災・減災教育の充実に努めること。

## 【防災関連ホームページ等】

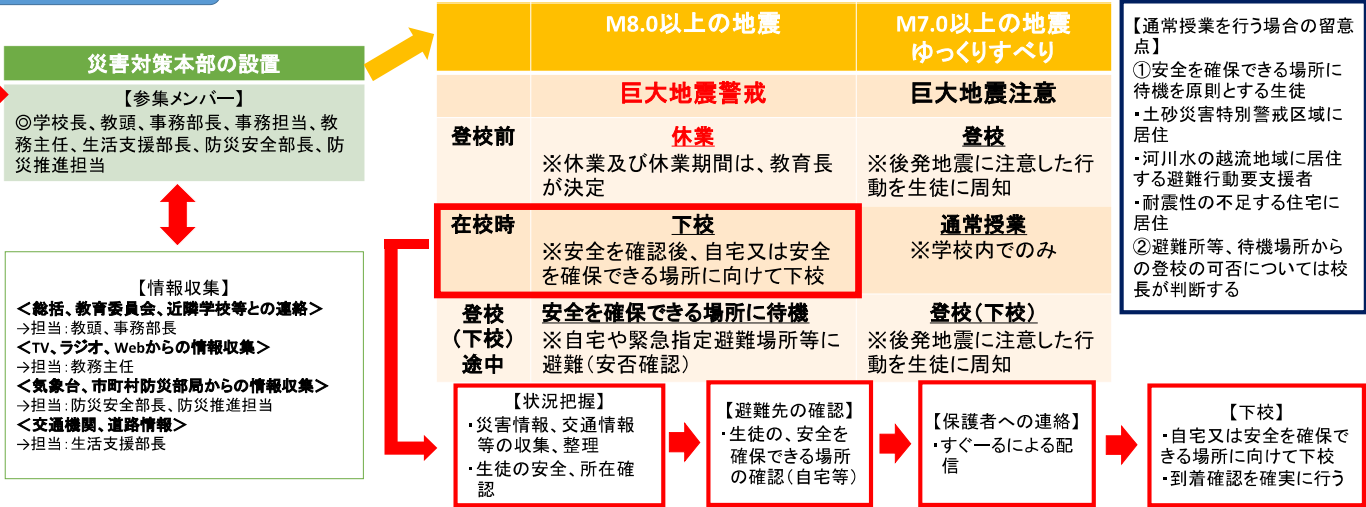
- 岐阜県総合防災ポータル <https://gifu-bousai.my.salesforce-sites.com/>
  - ・ぎふ土砂災害警戒情報ポータル [https://alert.sabo.pref.gifu.lg.jp/web\\_pub/top/top.html](https://alert.sabo.pref.gifu.lg.jp/web_pub/top/top.html)
  - ・岐阜地方気象台ホームページ <https://www.jma-net.go.jp/gifu/index.html>
  - ・岐阜県 川の防災情報 <http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/>
- ぎふ山と川の危険箇所マップ (岐阜県) <https://kikenmap.gifugis.jp/>
- 防災情報のページ (内閣府) <http://www.bousai.go.jp/>
- 南海トラフ地震臨時情報関係
  - ・南海トラフ地震臨時情報について (岐阜県 危機管理部) <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/18908.html>
  - ・岐阜県地域防災計画 (地震対策計画) <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6902.html>
  - ・南海トラフ地震について (気象庁) <https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/index.html>
- ぎふ川と道のアラームメール (岐阜県)
  - (PCから) <https://service.sugumail.com/gifu/member/>
  - (携帯から) t-gifu@sg-p.jp へ空メールを送信
- 指定河川洪水予報 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/flood.html>
- 防災情報 (気象庁) <https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>
- 川の防災情報 (国土交通省) <https://www.river.go.jp/portal/#80>
- 災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板 (総務省) [https://www.soumu.go.jp/menu/seisaku/ictseisaku/net\\_anzen/hi\\_jyo/dengon.html](https://www.soumu.go.jp/menu/seisaku/ictseisaku/net_anzen/hi_jyo/dengon.html)
  - ※災害伝言ダイヤルの詳細は <http://www.ntt-west.co.jp/dengon/>
- 災害発生時における道路通行状況についての情報提供
  - ・道路防災情報 WEB マップ (国土交通省) [https://www.mlit.go.jp/road/bosai/doro\\_bosai\\_joho\\_webmap/](https://www.mlit.go.jp/road/bosai/doro_bosai_joho_webmap/)
  - ・道路交通情報 Now!! (公益財団法人日本道路交通情報センター) <https://www.jartic.or.jp/>
  - ・道の情報 (岐阜県) <https://douro.pref.gifu.lg.jp/>

高等学校版

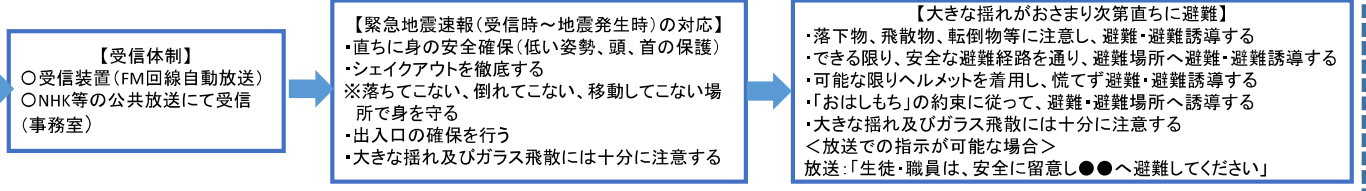
(マニュアルへの記載例)南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

土砂災害特別警戒区域に立地している学校の場合

南海トラフ地震臨時情報



緊急地震速報

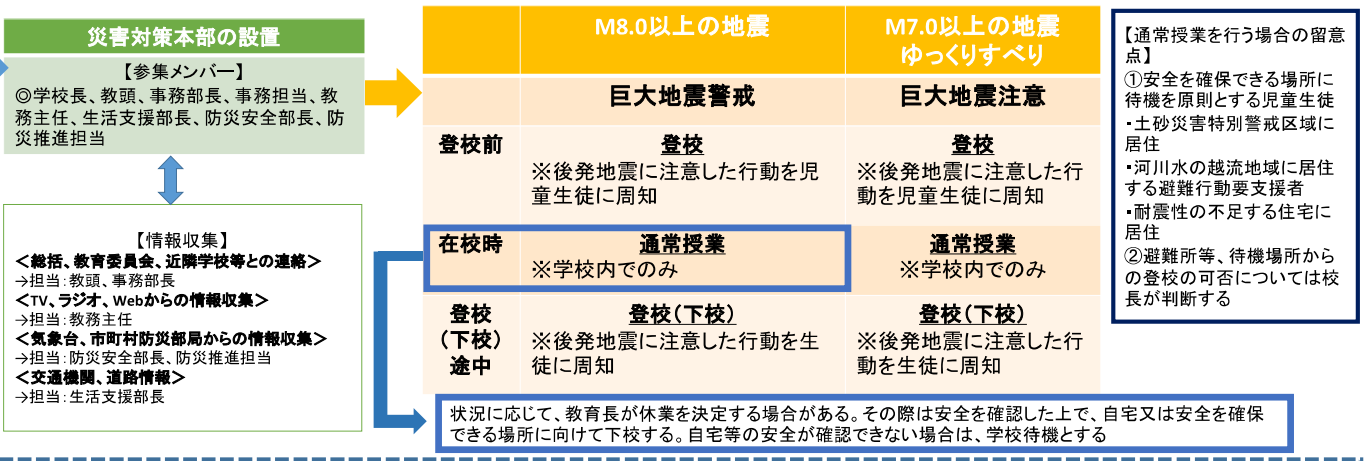


高等学校版

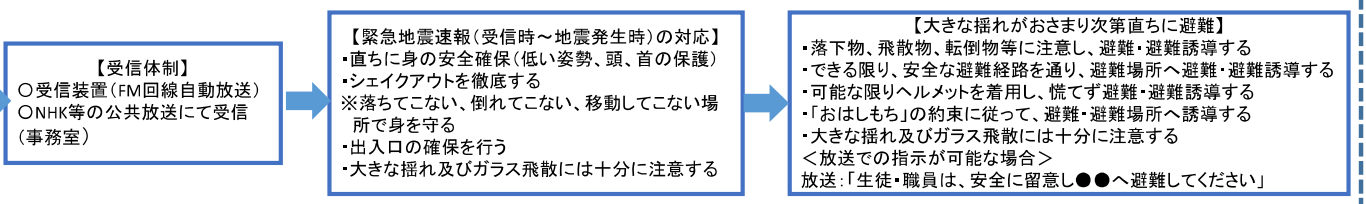
(マニュアルへの記載例)南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

土砂災害特別警戒区域に立地していない学校の場合

南海トラフ地震臨時情報



緊急地震速報



## 県立特別支援学校 非常変災時における対応方針

平成25年9月27日制定

(平成28年12月21日一部改定)

(平成29年11月27日一部改定)

(平成31年3月13日一部改定)

(令和3年2月8日一部改定)

(令和8年3月9日一部改定)

1 校長は、テレビ・ラジオ、防災関連ホームページ等を活用するとともに、関係機関と連絡を密にし、暴風、大雨、洪水等に関する気象、地震、火山噴火等の自然災害、その他の状況の把握に努め、非常変災時における幼児及び児童生徒（以下「児童生徒」という。）の安全確保を期するものとする。

2 非常変災時（3を除く。）における岐阜県立特別支援学校管理規則第4条第5項の規定により臨時に授業を行わないこととすること（以下「休業」という。）の決定及び児童生徒の安全確保については、次のとおりとする。特に、児童生徒一人一人の障がいの状態や個々の特性に十分配慮する。

(1) 非常変災に伴う休業は、校長が決定する。

その際には、次の各点に留意すること。

(気象警報発表の場合)

① 登校に関して

ア 学校が所在する又は児童生徒が居住する市町村(氾濫警報については対象河川の洪水浸水想定区域)に気象警報(以下「警報」という。)が発表されている場合は、自宅又は指定緊急避難場所等の安全を確保できる場所(以下「自宅等」という。)に待機することを原則とする。

イ 待機及び授業開始等の基準は、校長が決定し児童生徒・保護者に示す。

② 在校中に関して

ア 警報発表中及び発表が予想される場合は、学校待機を原則とする。

イ 特別警報が発表された場合は、学校に待機させ、各校にて定める危機管理マニュアルに則り、安全確保に努める。

③ 下校に関して

ア 下校させる場合は、警報解除後を原則とし、児童生徒だけで下校させない。

イ 自宅等への到着確認を確実に行う。

(地震発生の場合)

① 登校に関して

ア 震度5弱以上の地震が発生した場合は、自宅等に待機することを原則とする。

イ 登校途中に発生した場合は、直ちに近くの広い場所に避難し、揺れが収まってから自宅等又は学校に移動し、待機する。

ウ 休業及び授業開始等については、公共交通機関の運行、学校周辺、通学経路上等の安全及び児童生徒の居住地域等の安全を確認して校長が決定し、児童生徒・保護者に示す。

② 在校中に関して

登校後に震度5弱以上の地震が発生した場合は、各校にて定める危機管理マニュアルに則り、安全確保に努める。

③ 下校に関して

ア 震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校待機を原則とする。

イ 校長は公共交通機関の運行、学校周辺、通学経路上等の安全及び児童生徒の居住地域等の安全を確認し、児童生徒の下校について判断する。

ウ 下校させる場合は、保護者への引渡しを原則とする。

エ 下校途中に発生した場合は、登校途中に発生した場合に準じる。

オ 自宅等への到着確認を確実に行う。

(2) 情報の収集、伝達に関して

① 警報発表中及び発表が予想される場合並びに震度5弱以上の地震が発生した場合は、情報を収集する本部(担当者)を置く。

② 本部(担当者)は、収集した情報を遅滞なく教職員に伝達する。

(3) 保護者への連絡に関して

① 警報発表中及び発表が予想される場合並びに震度5弱以上の地震が発生した場合の対応については、保護者へ確実に連絡する。

② 保護者への連絡方法は、事前に複数確保しておく。

(4) 県内広域に大規模な災害の発生が予想され、速やかにその徹底を要する場合は、

(1)にかかわらず、教育長が全域又は地域を指定して休業を決定するものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における休業の決定及び児童生徒の安全確保については、次のとおりとする。

(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時

① 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、土砂災害特別警戒区域に所在する学校は、休業を原則とする。休業及び休業期間は、教育長が決定する。

- ② ①に該当しない学校は、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震に注意した行動をとることを児童生徒・保護者に周知したうえで、通常どおり授業を行うことを原則とする。ただし、県災害対策本部と協議を行い、必要と認められた場合は、教育長が全域又は地域を指定して、休業及び休業期間を決定するものとする。
- ③ ②の規定により通常どおり授業を行う場合にあっても、次に掲げる児童生徒については、安全を確保できる場所に待機することを原則とする。待機又は待機場所からの登校については、校長が決定する。
- ア 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、土砂災害特別警戒区域に居住する児童生徒
- イ 海拔ゼロメートル地帯において、後発地震発生に伴う堤防沈下によって、河川水の越流により30cm以上の浸水が30分以内に生じることが想定される地域に居住する避難行動要支援者に当たる児童生徒
- ウ 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、耐震性の不足する住宅に居住する児童生徒
- ④ ①、②により教育長が休業を決定した場合及び③により校長が安全を確保できる場所に待機することを決定した場合、児童生徒の安全確保については、次の各点に留意すること。
- ア 登校前に決定した場合は、校長は児童生徒・保護者にその旨を示す。
- イ 登校途中に決定した場合は、校長は児童生徒・保護者にその旨を示すとともに、児童生徒を直ちに安全を確保できる場所に行かせることを原則とする。その際、到着確認を確実にを行う。
- ウ 登校後に決定した場合は、校長は児童生徒・保護者にその旨を示すとともに、公共交通機関の運行、学校周辺、通学経路上等の安全及び児童生徒の居住地域等の安全を確認し、児童生徒を下校させる。下校させる場合は保護者への引渡しを原則とする。保護者と連絡が取れない場合は、学校に留め置く。
- エ 下校途中に決定した場合は、登校途中に決定した場合に準じる。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表により教育長が指定した休業期間経過後及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時
- 日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震に注意した行動をとることを児童生徒・保護者に周知したうえで、通常どおり授業を行うことを原則とする。

県立特別支援学校 非常変災時における対応の留意点

① 自宅待機、学校待機等に関する学校ごとの基準の作成

学校は、「**県立特別支援学校 非常変災時における対応方針**」に基づき、**自宅待機、学校待機等にする場合の基準の作成**を行う。

ア 気象に関する災害について

- ・学校所在地や幼児及び児童生徒（以下「児童生徒」という。）が居住する市町村の対応基準等に留意しつつ、在籍する児童生徒の通学範囲、方法、時間等を考慮し、児童生徒の安全確保を最優先とした対応とすること。
- ・氾濫警報については、対象となる洪水予報河川において、住民避難を目的として策定される想定最大規模（L2）の洪水浸水想定区域を対象とすること。
- ・大雪警報発表時は、児童生徒の居住地が広範に及ぶこと等を考慮し、警報が山地、平地等の市町村内の一部地域を対象としている場合であっても、該当市町村全域に警報が発表されている場合と同様の対応とすること。
- ・レベル4危険警報の発表が予想される場合の避難所への移動等について定めること。
- ・避難行動要支援者については、レベル3以上の防災気象情報発表からの避難場所への移動や避難に必要な支援等を避難確保計画にて定めること。
- ・氾濫警報や土砂災害警報の発表に備え、児童生徒及び保護者による自宅周辺や通学経路の洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の把握についても定めること。

○防災気象情報の体系（気象庁資料より作成） ※岐阜県で活用可能な警報を記載したものを示す。

レベル	住民がとるべき行動	大雨浸水	河川氾濫	土砂災害	高潮
5	命の危険、直ちに安全確保	レベル5 大雨特別警報	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
4	危険な場所から全員避難	レベル4 大雨危険警報	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
3	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備等	レベル3 大雨警報	レベル3 氾濫警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
2	避難行動の確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミング等）	レベル2 大雨注意報	レベル2 氾濫注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
1	災害への関心を高める	早期注意情報			

氾濫警報は、洪水予報河川のみを対象とした河川ごとの情報となり、市町村ごとの警報・注意報発表対象外であり、内水氾濫、洪水予報河川以外の外水氾濫については大雨に関する情報に位置付けられる。

○在校中の対応例

警戒区域 想定区域	該当箇所	避難行動等の例
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	敷地の一部	「レベル3土砂災害警報」以上が学校の所在する市町村に発表されている場合、その建物から児童生徒・教職員を避難させる。
	敷地の全て	近隣の避難所や一時避難場所への移動を視野に入れた避難計画を作成すること。 近隣の避難所や一時避難場所の受け入れ可能人数についても必ず確認を行うこと。
浸水想定区域	非該当	学校周辺の道路等が該当していることがあるため、児童生徒の引渡し等を行う場合は、引渡し場所の安全確認を必ず行うこと。
	該当	「レベル3氾濫警報」以上が発表されている場合、想定浸水深より高い建物に児童生徒・教職員を避難させる。
	非該当	学校周辺の道路等が該当していることがあるため、児童生徒の引渡し等を行う場合は、引渡し場所の安全確認を必ず行うこと。

イ 地震について

- ・震度5弱以上の地震発生時には、建物の損傷（ガラスの破損や落下、壁の亀裂、塀の崩壊等）、道路の亀裂、液状化、落石、がけ崩れ等の被害が想定されている<sup>※1</sup>ことから、児童生徒の安全確保のために、自宅又は指定緊急避難場所等の安全を確保できる場所（以下「自宅等」という。）での待機とすること。
- ・授業の開始、休業等については、公共交通機関の運行状況や通学経路及び児童生徒の居住地等の被災状況により判断すること。

※1 「震度強弱別被害想定表」（気象庁）による  
【補足】 地震による揺れの大きかった地域においては、地盤のゆるみや堤防・排水施設等の被害を考慮し、気象警報・注意報等の発表基準を引き下げて運用する。  
（地震による揺れの大きかった地域における気象警報・注意報の発表基準について（気象庁）より）

ウ 南海トラフ地震について

本県作成の「岐阜県地域防災計画（地震対策計画）」及び「南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針」では、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に、事前の避難が必要な災害リスクと住民避難について、下記のように示されている。

○災害リスク

- (1) 急傾斜地等における土砂災害
- (2) 海抜ゼロメートル地帯における堤防沈下に伴う河川水越流による浸水害
- (3) 耐震性の不足する住宅の倒壊

○避難の対象

- (1) 急傾斜地の崩壊に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」に居住する住民
- (2) 後発地震発生に伴う堤防沈下によって、河川水の越流により30cm以上の浸水が30分以内に生じることが想定される地域に居住する避難行動要支援者<sup>※2</sup>
- (3) 耐震性の不足する住宅に居住する住民

また、「岐阜県地域防災計画（地震対策計画）」では、「災害リスクに応じ、1週間を目途に地域の実情に合わせた避難対策を実施する。」と示されている。

従って、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に、学校が土砂災害特別警戒区域外に所在するため、通常どおりの授業を行う場合でも、上記に該当する児童生徒については原則として校長が、安全を確保できる場所に待機することを決定し、待機期間は公共交通機関の運行状況や通学経路及び児童生徒の居住地等の状況により判断すること。

※2 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの

② 情報収集体制の整備

学校は、**気象警報・地震及び被害状況等の情報収集と共有ができる体制を整備する。**

ア 情報収集本部（担当者）の設置

気象警報（以下「警報」という。）発表中及び発表が予想される場合、震度5弱以上の地震が発生した場合は、警報・地震情報及び被害状況を収集する本部（担当者）を設置すること。

イ 情報収集、情報共有体制の整備

- ・授業打ち切り、保護者引渡し、学校待機等の対応を判断する場合は、警報・地震情報及び被害状況について、多面的な情報収集を行うこと。
- ・気象庁等の防災関連ホームページや岐阜県の情報通信サービスの活用、市町村防災担当課

との連携、近隣地域・周辺学校等から、正確かつ適切な情報の収集と共有ができる体制の整備に努めること。

- ・児童生徒の居住地や通学経路の情報が保護者から学校へ届くような仕組みについても整備するよう努めること。

### ③ タイムライン<sup>※</sup>の作成と対応の判断

学校は、収集した情報をもとにタイムラインを作成し、登下校等の判断を適切に行う。

#### ア タイムラインの作成

タイムラインの作成に当たっては、児童生徒の安全を確保するため、注意報・警報の発表状況や災害の危険度分布、雨雲の状況、土砂災害や河川氾濫の可能性、公共交通機関の運行、自宅等への到着や保護者への引渡しに要する時間等を考慮すること。

※ 「いつ、誰が、何を」を、あらかじめ時系列で整理した防災計画

#### イ 下校困難となった児童生徒への対応

- ・校内の安全が確保できる場所にて待機をさせること。
- ・校内での待機に危険が伴う場合には、速やかに近隣の避難所等の安全が確保できる場所への移動を行うこと。

### ④ 通学手段別の対応や引渡し及び安全確認

学校は、児童生徒の通学手段を踏まえた対応や安全な引渡しの方法及び、児童生徒が安全に下校したことを確認できる体制を整備する。

#### ア 通学手段別の対応と引渡し

- ・児童生徒の様々な通学手段を踏まえた対応策を検討し、災害時の引渡し等についてのシミュレーションを行うこと。
- ・警報発表中及び発表が予想される場合は、速やかに保護者に連絡し、安全な引渡し及び下校ができるようにすること。
- ・保護者へ引渡しを行う場合は、引渡し場所の状況を把握し、保護者の安全も確保したうえで行うこと。
- ・保護者の安全が確保できない場合や、保護者が被災し引渡しに困難となったり、連絡が不通となったりした場合等は、保護者と連絡が取れる、又は安全な引渡しが可能となるまで児童生徒を学校に待機させておくこと。

#### ○通学手段別対応の例

通常の手段	対 応 例
スクールバス	・保護者引渡しまで学校で待機させる。
徒歩・自転車	・保護者引渡しまで学校で待機させる。
路線バス・電車	・保護者引渡しまで学校で待機させる。
保護者送迎	・保護者引渡しまで学校で待機させる。

#### イ 児童生徒が安全に下校したことの確認

- ・警報発表の有無にかかわらず、児童生徒の安全確保のため、保護者への連絡を確実に行うとともに、児童生徒が安全に自宅等に到着したこと等の確認を行うこと。
- ・全ての児童生徒が安全に自宅等に到着したかどうか等を確認できる連絡体制や方法を各学校の状況に応じて整備すること。

### ⑤ 保護者への連絡手段の複数化

学校は、非常変災時の連絡方法として複数の手段を検討し、児童生徒、保護者へ周知する。

メール送信による連絡が、停電や通信手段の障害等で機能しない場合を想定し、災害伝言ダイヤルや災害用伝言板、災害時公衆無線LANサービスなどの複数の連絡手段とその利用方法等について児童生徒、保護者へ周知しておくこと。

### ⑥ 災害備蓄品の整備と避難所運営に係る自治体との連携

学校は、大規模災害時に必要となる災害備蓄品等を整備するとともに、避難所設営等に関し、自治体との連携に努める。

#### ア 災害備蓄品の整備

- ・大規模災害の発生時等に、児童生徒を学校に待機させなければならないことを想定して、3日分程度の食糧や飲料水、保温シートなどを備蓄しておくこと。
- ・災害時に使用する物品（発電機、防寒用品、懐中電灯、ハンドマイク等）については、保管場所、数量、耐用年数等を把握し、必要に応じ物品の更新、補充等を行うこと。
- ・学校待機が長期に及ぶことを想定し、アレルギーや持病等への対応及び医療的ケアが必要な児童生徒については、あらかじめ保護者と相談のうえ、対応を検討しておくこと。

#### イ 避難所運営等に係る自治体との連携

- ・大規模災害時等に、避難所に指定されていない学校にも、地域住民や帰宅困難者が避難してくることも想定されるため、その対応についても留意すること。
- ・避難所は、市町村の防災部局等を中心に運営されるが、発災直後は学校職員が施設管理という点も踏まえて避難所運営の協力を可能な限り行わざるを得ないことが予想されるため、市町村の防災部局等と連携し、避難所運営に関する支援計画等を作成し、検証や整備を行うこと。

### ⑦ 連携・協力組織の編成と活用

学校は、関係機関、地域等との連携を密にし、緊急時の協体制を整える。

平素の教育活動等を通じた関係機関、地域等との密接なかかわりが、緊急時における居住地や通学経路の安全確認の際に、協力を得られる源となることから、校長や教頭、防災担当者は、平素から関係機関等とのつながりを十分に築いておくこと。

### ⑧ 教職員や児童生徒の災害に対する十分な理解

学校は、教職員や児童生徒に対し、災害等への十分な理解と対応力の向上を図ることができるよう防災・減災に関する取組の充実に努める。

- ・教職員に対し、災害等についての理解と対応力の向上のために、大雨や大雪、雷等の気象に関する注意報や警報、竜巻や記録的短時間大雨等に関する気象防災速報、緊急地震速報等の意義の確認、地域において想定される災害やその被害及び適切な対応に関する職員研修の実施、命を守る訓練の見直し等を行い、防災・減災に関する取組の充実に努めること。
- ・児童生徒に対し、さまざまな教育活動を通じて、災害等に対する理解等の防災・減災に関する内容について、それぞれの発達段階や障がいの状態に応じた指導の充実に努めること。特

に、自力通学者に対しては、「通学経路の危険箇所の把握」、「危険箇所には近づかない」等、「自分の命は自分で守る」ことを踏まえた指導を行うこと。

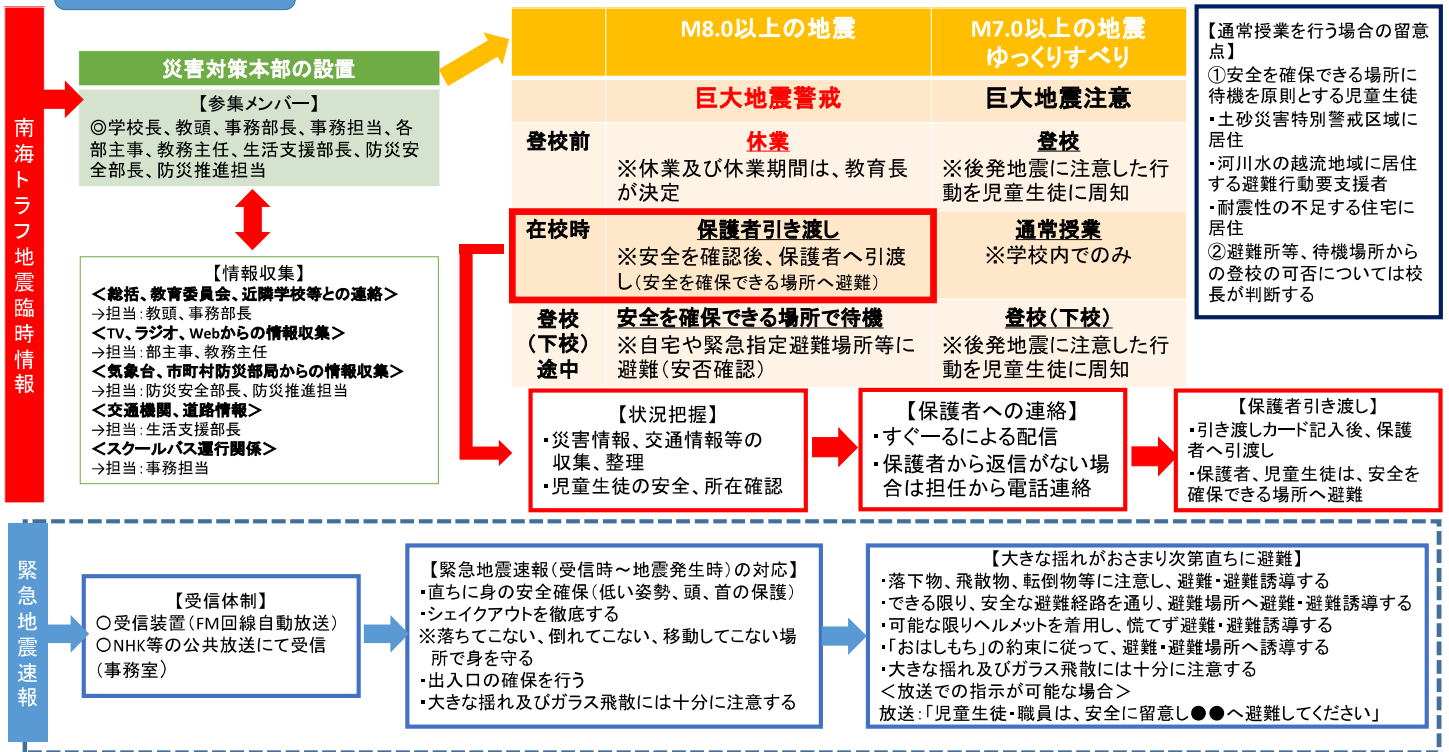
#### 【防災関連ホームページ等】

- 岐阜県総合防災ポータル <https://gifu-bousai.my.salesforce-sites.com/>
  - ・ぎふ土砂災害警戒情報ポータル  
[https://alert.sabo.pref.gifu.lg.jp/web\\_pub/top/top.html](https://alert.sabo.pref.gifu.lg.jp/web_pub/top/top.html)
  - ・岐阜地方気象台ホームページ  
<https://www.jma-net.go.jp/gifu/index.html>
  - ・岐阜県 川の防災情報  
<http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/>
- ぎふ山と川の危険箇所マップ (岐阜県)  
<https://kikermap.gifugis.jp/>
- 防災情報のページ (内閣府)  
<http://www.bousai.go.jp/>
- 南海トラフ地震臨時情報関係
  - ・南海トラフ地震臨時情報について (岐阜県 危機管理部)  
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/18908.html>
  - ・岐阜県地域防災計画 (地震対策計画)  
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6902.html>
  - ・南海トラフ地震について (気象庁)  
<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/index.html>
- ぎふ川と道のアラームメール (岐阜県)
  - (PCから) <https://scrvice.sugumail.com/gifu/member/>
  - (携帯から) [t-gifu@sg-p.jp](mailto:t-gifu@sg-p.jp) へ空メールを送信
- 指定河川洪水予報  
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/flood.html>
- 防災情報 (気象庁)  
<https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>
- 川の防災情報 (国土交通省)  
<https://www.river.go.jp/portal/#80>
- 災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板 (総務省)  
[https://www.soumu.go.jp/menu\\_soisaku/ictsoisaku/net\\_anzen/hi\\_jyo/dengon.html](https://www.soumu.go.jp/menu_soisaku/ictsoisaku/net_anzen/hi_jyo/dengon.html)  
※災害伝言ダイヤルの詳細は<http://www.ntt-west.co.jp/dengon/>
- 災害発生時における道路通行状況についての情報提供
  - ・道路防災情報 WEB マップ (国土交通省)  
[https://www.mlit.go.jp/road/bosai/doro\\_bosai\\_joho\\_webmap/](https://www.mlit.go.jp/road/bosai/doro_bosai_joho_webmap/)
  - ・道路交通情報 Now!! (公益財団法人日本道路交通情報センター)  
<https://www.jartic.or.jp/>

特別支援学校版

(マニュアルへの記載例)南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

土砂災害特別警戒区域に立地している学校の場合

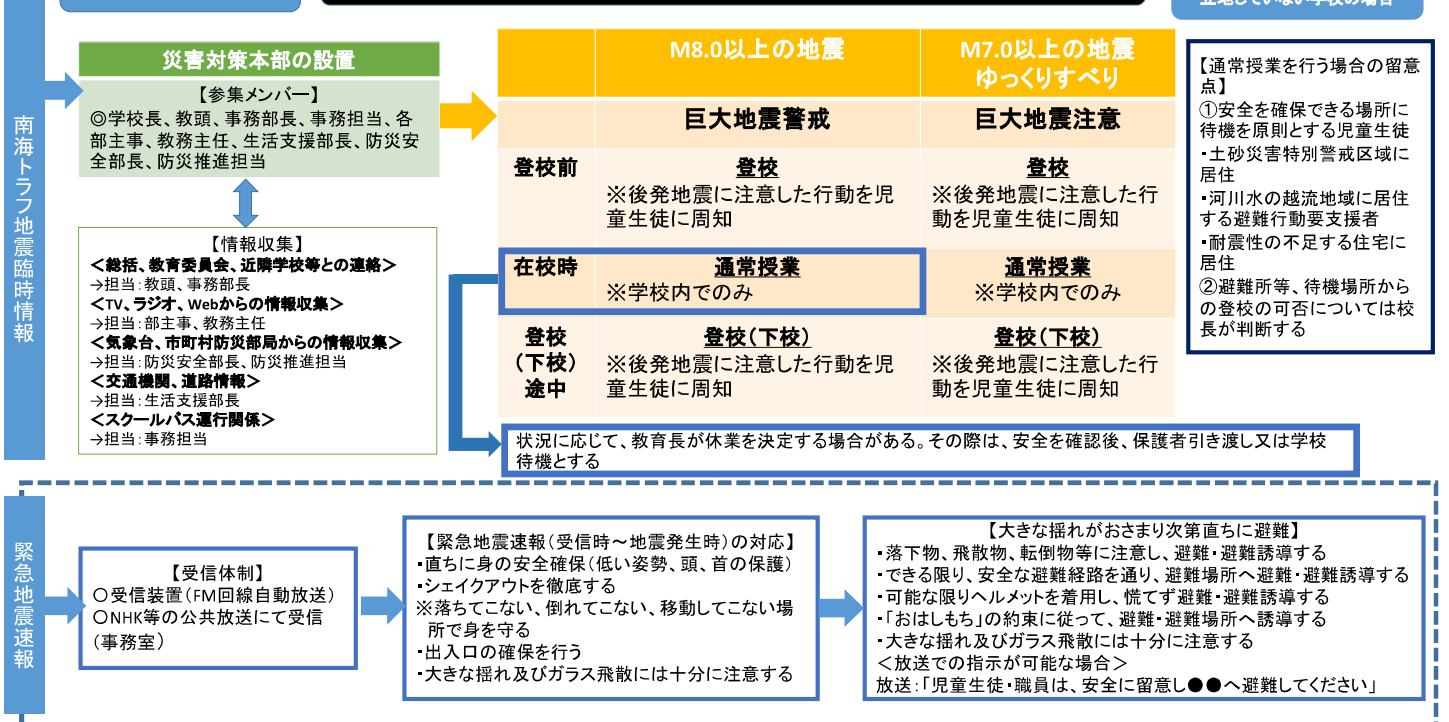


【通常授業を行う場合の留意点】  
①安全を確認できる場所に待機を原則とする児童生徒  
・土砂災害特別警戒区域に居住  
・河川水の越流地域に居住する避難行動要支援者  
・耐震性の不足する住宅に居住  
②避難所等、待機場所からの登校の可否については校長が判断する

特別支援学校版

(マニュアルへの記載例)南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

土砂災害特別警戒区域に立地していない学校の場合



【通常授業を行う場合の留意点】  
①安全を確認できる場所に待機を原則とする児童生徒  
・土砂災害特別警戒区域に居住  
・河川水の越流地域に居住する避難行動要支援者  
・耐震性の不足する住宅に居住  
②避難所等、待機場所からの登校の可否については校長が判断する